



茨城県報 第 3035 号

平成30年10月4日

木曜日

目 次

告 示

ページ

- 指定障害児通所支援事業者の指定（4件）（障害福祉課）…………… 1
- 指定障害児通所支援事業者の指定更新（障害福祉課）…………… 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）…………… 3
- 受胎調節実地指導員の指定（少子化対策課）…………… 3
- 大規模小売店舗の変更の届出（5件）（中小企業課）…………… 3
- 大規模小売店舗の廃止の届出（中小企業課）…………… 8
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（3件）（中小企業課）…………… 9
- 保安林の指定の予定（林業課）…………… 12
- 保安林の指定の解除（林業課）…………… 12
- 換地計画の決定（農地整備課）…………… 12
- 自転車専用道路等の指定（道路維持課）…………… 13
- 道路の供用の開始（道路維持課）…………… 13

（選挙管理委員会）

- 個人演説会等を開催することができる施設の指定…………… 13

公 告

- 都市計画の図書の縦覧（2件）（都市計画課）…………… 14
- 道路の位置の指定（建築指導課）…………… 14
- 道路の廃止（建築指導課）…………… 15

正 誤

- 平成30年9月20日付け茨城県報第3031号中…………… 15
- 平成30年10月2日付け茨城県報号外第89号中…………… 15

告 示

茨城県告示第1196号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成30年10月4日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0852700285	きなり	茨城県筑西市幸町 2-1274-218	特定非営利活動 法人きなり	茨城県筑西市幸町 2-1274-218	平成30年 10月1日	児童発達支 援・放課後等 デイサービ ス・保育所等 訪問支援

茨城県告示第1197号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成30年10月4日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0850300252	きりはーと永 国	茨城県土浦市永国 749-3	株式会社すずの 木	茨城県守谷市ひが し野1-28-4	平成30年 10月1日	児童発達支 援放課後等 デイサー ビス

茨城県告示第1198号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成30年10月4日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0852700277	放課後等デイ サービス なか よし教室あおい	茨城県筑西市西谷 貝473-3 片山 ビル1-101	株式会社ビー ウエル	茨城県筑西市玉戸 1334-5	平成30年 10月1日	放課後等デイ サービス

茨城県告示第1199号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成30年10月4日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0851700195	しとく館自立支 援学習センター 放課後デイ 宮 和田教室	茨城県取手市宮和 田1065-11	合同会社S・T・ K	茨城県つくば市今 鹿島1768-1	平成30年 10月1日	放課後等デイ サービス

茨城県告示第1200号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年10月4日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0850400094	まくらがの里 放課後等デイサービス さくらんぼ	古河市上大野1517番地1	株式会社まくらがの里	古河市上大野1943番地11	平成30年10月1日	放課後等デイサービス

茨城県告示第1201号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年10月4日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0810300376	茨城障害者雇用支援センター	茨城県土浦市真鍋新町1-14	特定非営利活動法人自立支援ネットワーク	茨城県土浦市真鍋新町1番14号	平成30年10月1日	就労定着支援

茨城県告示第1202号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を平成30年9月25日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成30年10月4日

茨城県知事 大井川 和彦

氏名 荒原 知美

住所 茨城県小美玉市小埜180番地2

茨城県告示第1203号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4週間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成30年10月4日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

大和リース株式会社

代表取締役 森田 俊作

(2) 住所

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目 1 番 36 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ赤塚

水戸市河和田一丁目 1 番地 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更の年月日

平成 30 年 5 月 25 日 外

(4) 変更する理由

小売業者変更及び住所錯誤のため

3 届出年月日

平成 30 年 9 月 20 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第 1204 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成 30 年 10 月 4 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 大高 善興

福島県郡山市朝日二丁目 18 番 2 号

(2) 大和リース株式会社

代表取締役 森田 俊作

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目 1 番 36 号

(3) 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島 1293 番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン坂東

坂東市辺田字原新1104-1 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更の年月日

平成30年9月19日 外

(4) 変更する理由

小売業者の名称変更等のため

3 届出年月日

平成30年9月20日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1205号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成30年10月4日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

ウエルシア薬局株式会社

代表取締役 水野 秀晴

(2) 住所

東京都千代田区外神田二丁目2番15号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシアつくばみどりの店

つくば市みどりの一丁目32番1

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の所在地

(変更前) つくば市萱丸A-79-1

(変更後) つくば市みどりの一丁目32番1

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
ウエルシア関東株式会社	埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目47番地7	鈴木 孝之

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目 2 番15号	水 野 秀 晴

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更の年月日

ア 平成28年 5 月21日

イ, ウ 平成26年 9 月 1 日 外

(4) 変更する理由

ア 換地処分に伴う所在地の変更のため

イ, ウ 設置者及び小売業者の商号, 代表者及び住所の変更のため

3 届出年月日

平成30年 9 月20日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1206号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成30年10月 4 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

ウエルシア薬局株式会社

代表取締役 水野 秀晴

(2) 住所

東京都千代田区外神田二丁目 2 番15号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア守谷ひがし野店

守谷市ひがし野二丁目 2 番 7 外

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 守谷市ひがし野二丁目 2 - 1 外

(変更後) 守谷市ひがし野二丁目 2 番 7 外

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
ウエルシア関東株式会社	埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目47番地7	鈴木 孝之

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	水野 秀晴

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更の年月日

ア 平成21年5月27日

イ、ウ 平成26年9月1日 外

(4) 変更する理由

ア 誤記の修正のため

イ、ウ 設置者及び小売業者の商号、代表者及び住所の変更のため

3 届出年月日

平成30年9月20日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1207号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成30年10月4日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

ウエルシア薬局株式会社

代表取締役 水野 秀晴

(2) 住所

東京都千代田区外神田二丁目2番15号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア阿見荒川本郷店

稲敷郡阿見町本郷三丁目3番地1

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) ドラッグ寺島荒川本郷店

(変更後) ウエルシア阿見荒川本郷店

イ 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 稲敷郡阿見町大字荒川本郷字おて橋1364-1

(変更後) 稲敷郡阿見町本郷三丁目3番地1

ウ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
ウエルシア関東株式会社	埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目47番地7	池 野 隆 光

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	水 野 秀 晴

エ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更の年月日

ア, イ 平成25年3月1日

ウ, エ 平成26年9月1日 外

(4) 変更する理由

ア, イ 合併に伴う店舗名称の変更及び所在地の誤記の修正のため

ウ, エ 設置者及び小売業者の商号, 代表者及び住所の変更のため

3 届出年月日

平成30年9月20日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1208号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出について、同条第6項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年10月4日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

ウエルシア薬局株式会社

代表取締役 水野 秀晴

(2) 住所

東京都千代田区外神田二丁目2番15号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア阿見荒川本郷店

稲敷郡阿見町本郷三丁目3番地1

- (2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,213㎡
- (3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
893㎡
- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日
平成22年11月30日

3 届出年月日
平成30年 9 月20日

茨城県告示第1209号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成30年10月 4 日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン結城
結城市大字結城11839番地 1

(2) 届出の概要

- ア 届出の種類及び届出の公告日
変更の届出（第 6 条第 1 項）
平成30年 9 月 3 日

イ 変更した事項

- (ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番 2 号	大 高 善 興
三菱UFJリース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号	白 石 正

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番 2 号	真 船 幸 夫
三菱UFJリース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号	柳 井 隆 博

- (イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 届出年月日
平成30年 8 月22日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1210号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成30年10月4日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアシティ石岡

石岡市石岡字木比堤2222番2 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成30年5月21日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) 石岡ショッピングセンター

(変更後) ピアシティ石岡

(イ) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 石岡市石岡東ノ辻2400

(変更後) 石岡市石岡字木比堤2222番2 外

(ウ) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地1	小 濱 裕 正

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地1	石 井 俊 樹
大和リース株式会社	大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号	森 田 俊 作

(エ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成30年5月10日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1211号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成30年10月4日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアシティ石岡

石岡市石岡字木比堤2222番2 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第2項）

平成30年5月21日

イ 変更しようとする事項

(ア) 駐輪場の位置

(イ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 199.4㎡

(変更後) 176.5㎡

(ウ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 48.9㎡

(変更後) 45.9㎡

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) C-1 午前6時～午後9時

C-2 午前6時～午後2時

C-3 午前6時～午後2時

C-4 午前6時～午後2時

C-5 午前6時～午後2時

C-6 午前2時～午前6時

(変更後) C-1 午前6時～午後9時

C-2 午前6時～午後2時

C-3 午前6時～午後2時

C-4 午前6時～午後2時

C-5 午前6時～午後2時

C-6 午前2時～午前6時

C-7 午前6時～午後9時

(3) 届出年月日

平成30年5月10日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1212号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年10月4日

茨城県知事 大井川 和彦

1 指定を予定している森林の所在場所

東茨城郡城里町大字真端字西白木510番

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び城里町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

茨城県告示第1213号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成30年10月4日

茨城県知事 大井川 和彦

1 解除に係る保安林の所在場所

那珂郡東海村大字村松字白根146番107

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

公益上の理由

茨城県告示第1214号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業手野地区（全換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に対して審査請求することができる。

平成30年10月4日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年10月5日から
平成30年11月2日まで
- 3 縦覧の場所
土浦市役所

茨城県告示第1215号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、もっぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の部分の次のとおり指定する。

その関係図面は、平成30年10月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年10月4日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 桜川土浦潮来自転車道線
- 2 指定する道路の部分

区 間	敷地の幅員	延 長
	メートル	メートル
土浦市手野町字谷原4714番地から	最大 4.0	259
土浦市手野町字谷原4696番地まで	最小 4.0	

- 3 指定する期日 平成30年10月4日

茨城県告示第1216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成30年10月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年10月4日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 桜川土浦潮来自転車道線
- 2 供用開始の区間 土浦市手野町字谷原4714番地から
土浦市手野町字谷原4696番地まで
- 3 供用開始の期日 平成30年10月4日

（選挙管理委員会）

茨城県選挙管理委員会告示第38号

選挙管理委員会が、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として次の施設を指定した。

平成30年10月4日

茨城県選挙管理委員会委員長 荒 川 誠 司

指定した選挙管理委員会	施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地
水戸市選挙管理委員会	水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市選挙管理委員会	水戸市鯉淵市民センター	水戸市鯉淵町2989番地の2

公 告

●都市計画の図書の縦覧

日立都市計画地区計画の変更に伴い、日立市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成30年10月4日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

地区計画（東滑川地区）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

日立都市計画下水道の変更に伴い、日立市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成30年10月4日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

下水道（日立市公共下水道）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年10月4日

茨城県知事 大井川 和彦

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
北七建指令 第 7 号	平成30年 9 月25日	有限会社ヒロセヤ 代表取締役 仲田 宣勝	茨城県常陸大宮市石 沢1844番地の 4	常陸大宮市東富町450 番 2, 454番 2	メートル 6.10	メートル 70.85

●道路の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路を次のとおり廃止した。

平成30年10月 4 日

茨城県知事 大井川 和 彦

廃止番号	廃止年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
北七建指令 第 8 号	平成30年 9 月25日	寺門 一義	茨城県水戸市上水戸 三丁目 7 番28-702 号 (サーパス上水戸 中央)	常陸大宮市南町1178番 2, 1178番 3	メートル 4.18	メートル 34.60

正 誤

平成30年 9 月20日付け茨城県報第3031号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行
8	下から9

誤	正
結城郡八千代町、水戸市大字菅谷1170番地、笠原町978番 25 八千代町長 大久保 司 公益財団法人 茨城県開発公社 理事長 今瀬 肇	結城郡八千代町大字菅谷1170番地 八千代町長 大久保 司 水戸市笠原町978番25 公益財団法人 茨城県開発公社 理事長 今瀬 肇

平成30年10月 2 日付け茨城県報号外第89号中、次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	下から17	規程	規則

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 3, 150円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)